

週休2日工事（受注者希望型）に関するQ&A

※営繕工事は除く

Q1) どのような工事が、週休2日工事の対象となるのか。

A1 次の積算基準書を適用した案件が対象工事となります。

- ・土木工事標準積算基準
- ・機械設備積算基準
- ・土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）
- ・治山林道必携
- ・水道事業実務必携
- ・下水道用設計標準歩掛表

Q2) 業務委託は週休2日工事の対象になるのか。

A2 草刈業務等の業務委託は週休2日工事の対象になりません。

Q3) 実施希望の有無を工事打合簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

A3 実施を希望する場合は別添のとおり、「本件工事について、週休2日工事を実施します。」、希望されない場合は「本件工事について、（・・・理由・・・）のため、週休2日工事を実施しません。」と『報告』にチェックの上、提出してください。

Q4) 週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A4 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、ペナルティーはありません。

Q5) 必ず土曜日、日曜日に休まないといけないのか。

A5 原則として土曜日、日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土曜日、日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q6) 祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土曜日、日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

A6 通常の土曜日、日曜日と同様に扱ってください。

Q7) 振替日はいつでもよいか。

A7 振替日は、作業を行う必要が生じた土曜日、日曜日の前後2週間以内の土曜日、日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q8) 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A8 降雨等により土曜日、日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土曜日、日曜日の前後2週間以内の土曜日、日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q9) 現場内における災害や事故等で土曜日、日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A9 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q10) 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A10 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画・実績表」に計画と実施を明示してください。夏季休暇及び年末年始休暇は週休2日に含まれないため、注意をお願いします。

Q11) 週休2日の対象期間とは何か。

A11 現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までの期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。また、工場製作のみを実施している期間は週休2日工事の対象期間に含みません。

Q16) 週休2日工事の実施に伴う工期の延期は認めてくれるのか。

A16 現在の設定工期は、雨天、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇並びに猛暑日等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延期は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、契約書第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q17) 設計変更とは具体的には何か。

A17 週休2日の達成率が75%以上の場合、労務費等に補正係数を乗じた補正を行います。（「週休2日工事の積算方法について」参照）

Q18) どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A18 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日の達成率に応じて設計変更の対象とします。

- ・達成率100%以上 → 4週8休以上
- ・達成率87.5%以上100%未満 → 4週7休以上4週8休未満
- ・達成率75%以上87.5%未満 → 4週6休以上4週7休未満

なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率(%) = 「休日実績の累計日数」 / 「土曜日、日曜日の累計日数」 × 100

※休日実績は、休日として取得した土曜日、日曜日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

Q19) 週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A19 週休2日を確保できなかった場合のペナルティーはありません。

Q20) 受注者希望型と発注者指定型の違いは。

A20 「受注者希望型」は受注者の希望により週休2日に取り組む方式であり、「発注者指定型」は発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。

「受注者希望型」は4週6休以上（達成率75%以上）の場合、精算時に現場の閉所状況に応じて設計変更の対象とします。

「発注者指定型」は週休2日を達成した場合の補正係数を乗じて予定価格を算出しており、達成できなかった場合は補正なしとして減額変更します。（4週7休以上4週8休未滿及び4週6休以上4週7休未滿の補正なし。）

発注時の特記仕様書に、受注者希望型または発注者指定型の対象工事である旨を記載しております。

Q21) 履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A21 4週6休以上（達成率75%以上）を達成した上でしゅん功検査に合格した場合に受注者の請求により発行します。

Q22) 受注者希望型において、当初から週休2日（4週8休以上）ではなく、4週6休以上の実施を希望してもよいか。

A22 原則、週休2日（4週8休以上）の確保を基本としており、達成に向けた取組をお願いいたします。なお、実施中にやむを得ず4週8休以上が達成できないことが判明した場合においても、実施報告時に4週6休以上の現場閉所状況が確認されれば、達成率に応じて設計変更の対象とします。